

京都市消防団員等公務災害等補償条例の一部を改正する条例（平成17年10月21日京都市条例第34号）（消防局総務部庶務課）

水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第37号）の施行により，水防法の一部が改正されたことに伴い，規定を整備することとしました。

この条例は，平成17年10月21日から施行することとしました。

京都市消防団員等公務災害等補償条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年10月21日

京都市長 榎 本 頼 兼

京都市条例第34号

京都市消防団員等公務災害等補償条例の一部を改正する条例

京都市消防団員等公務災害等補償条例の一部を次のように改正する。

第1条中「第34条」を「第45条」に改める。

第2条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第4号中「第17条」を「第24条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(消防局総務部庶務課)